

答 申 書

平成27年5月

千葉市特別職報酬等審議会

本審議会は、平成27年5月1日に市長から千葉市特別職報酬等審議会設置条例第3条の規定に基づき、市長及び副市長の給料の額について諮問を受けた。

本審議会では、一般職の職員の改定状況や社会経済情勢などを総合的に勘案し、慎重に審議を重ねた結果、次のような結論に達したので答申する。

1 改定の必要性

本審議会は次の2点により市長及び副市長の給料の額を改定する必要があると判断した。

- (1) 一般職の給料改定率については、前回改定（平成18年度）後から昨年度までの累積は $\Delta 0.37\%$ であるが、昨年度の人事委員会勧告を踏まえ実施している給与制度の総合的見直しを受けて、本市においても本年4月から給料の水準を $\Delta 2.4\%$ 引き下げており、これを合わせると一般職の給料改定率の累計は $\Delta 2.76\%$ となっている。

一方で、給与制度の総合的見直しにおいては、地域手当についても国と同様に支給割合の見直しを行っており、これまで 10% であった一般職の地域手当の支給割合は平成27年度より 11% とされ、勧告どおりに実施された場合、段階的に引き上げ、平成30年度には 15% となる予定となっている。

市長及び副市長の地域手当については、現行制度上一般職の例により支給されることとなっており、見直しを行わないと、市長及び副市長の地域手当を含む年間の給与総額は毎年増加することとなる。

これまで、市長及び副市長の給料の額は、一般職の給与改定の状況を参考としつつ決定してきており、公民給与の均衡を前提とした、給料と地域手当の配分の見直しともいえるものであることを考慮すると、現時点において市長及び副市長の給料の額について見直しを行うことが適当であると考えられる。

- (2) 本市以外の政令指定都市においては、現時点では一般職の給与制度の総合的見直しを見送っている団体が多く、当該見直しに伴い特別職の給料額等を改定している団体はない。

一方、本市にあっては、いち早く一般職の給与制度の総合的見直しに着手しており、国の特別職の俸給等が一般職の給与制度の総合的見直しを参考としていること、また都道府県においては一部の団体で国と同様の見直しを行う傾向も見られることから、本市においても市長及び副市長のように地域手当を受ける特別職にあっては見直しを行うことが適当である。

2 改定額及び改定時期

- ・市長及び副市長の給料の額については、これまで他の地方公共団体の人口や財政規模なども考慮しながら、一般職の改定状況、国の特別職の俸給等の状況、社会経済情勢等を総合的に勘案し、改定を行ってきた。
- ・給与制度の総合的見直しによる地域手当の支給割合が今後段階的に引上げられる人事委員会勧告がなされている。一方で特別職の給料については、地域手当の変動に合わせ頻繁に改定するのではなく、中期的に安定した給与体系とすることが望ましい。
- ・市長及び副市長の給料の額はそれらを踏まえて決定していくことが適当である。
- ・改定の時期については、一般職が本年4月より給料表の水準の引き下げを実施している状況等を勘案すると、速やかに改定することが適当である。

以上のことから、次のとおりとすることを決定した。

(1) 地域手当の廃止

市長及び副市長の地域手当を廃止する。

(2) 給料月額引き上げ

廃止した地域手当の額に相当する額を、平成26年度時点における支給水準を超えない範囲で給料月額に加算することとし、次のとおりとする。

市長	給料月額	1,300,000円
副市長	給料月額	1,050,000円

(3) 改定時期

平成27年7月1日からとする。

なお、退職手当について、給料月額の引き上げに伴って増額となることのないよう、支給割合を引き下げるなど、所要の調整をすることが適当であると考えている。

3 審議経過

千葉市特別職報酬等審議会委員名簿

(委員は五十音順)

会 長	奥 本	佳 伸
副会長	大 澤	克之助
委 員	大 島	有紀子
委 員	大 槻	勝 三
委 員	河 合	謹 爾
委 員	坂 戸	誠 一
委 員	辻	徳次郎
委 員	中曾根	玲 子
委 員	林	鉄 夫
委 員	細 谷	久美子